

# 改正点を網羅的に理解したい人のための 第三次改正中国商標法解説

Chikako Mori & Kan Touei



第10回の本稿は、商標権侵害および救済に関連する規定の紹介の最後となる。そのため、これまで本誌で紹介してきた内容と掲載号、判例について、以下のとおり一覧にまとめたので参考にさせていただきたい。



## 1. はじめに

今回は、商標権侵害および救済に関する規定のうち、60、61、65、66条について取り上げる。これらは改正前後で大きな変更がないか、関連する重要な判決がないと思われる規定である。

中国の侵害救済手段には司法ルートと行政ルートの2つがあり、後者は簡便な手続きで迅速かつ安価に模倣品等を取り締まることが可能であるため、商標権侵害の救済手段として、今なお広く用いられている。

## 2. 改正商標法60条

「この法律の57条に定める商標権を侵害する行為のいずれかがあり、紛争が生じた場合は、当事者の協議により解決する。協議する意向がない場合、または協議が成立しない場合、商標権者または利害関係人は、人民法院に提訴することも、工商行政管理部門に処理を請求することもできる。

工商行政管理部門の処理によって権利侵害行為の成立が認定された場合は、即時に侵害行為の停止を命じ、

権利侵害品および権利侵害品の製造、登録商標の標章の偽造に用いる主要な用具を没収・廃棄する。違法経営額が5万人民元以上である場合は、違法経営額の5倍以下の罰金を科し、違法経営額がない場合、または5万人民元未満である場合は、25万人民元以下の罰金を科すことができる。

5年以内に商標権侵害行為を2回以上行っている場合、またはその他の重大な情状を有する場合は重罰に処さなければならない。

権利侵害および商標権保護に関する規定の掲載号と判例一覧

改正商標法	規定	掲載号 (ページ)	判例
48条	商標の使用	2015年1月号 (p.p42 ~ 45)	「HENKEL」事件、「MACKIE」事件
56条	商標権侵害	2015年11月号 (p.p54 ~ 57)	「DOMINO」事件
57条	侵害行為	2014年5月号 (p.p46 ~ 49)	「ルイ・ヴィトン」事件、「淘宝網絡」事件
58条	他人の商標と未登録馳名商標	2014年3月号 (p.p44 ~ 47)	「王将」事件
59条	権利の効力の制限 (未使用他)		「MAGIC EYE」事件、「鴨王」事件
60条	行政ルートによる罰則	2016年3月号 (p.p58 ~ 61)	
61条	行政ルートと司法ルートの関係		
62条	抵触する決定の防止	2015年1月号 (p.p42 ~ 45)	「HENKEL」事件、「MACKIE」事件
63条	損害賠償額の認定と帳簿提出命令	2014年11月号 (p.p44 ~ 47)	「長城」事件
64条	不使用・善意による使用の場合の損害賠償請求の制限・禁止	2014年7月号 (p.p49 ~ 51)	「中衣」事件
65条	仮差押さえ	2016年3月号 (p.p58 ~ 61)	
66条	証拠保全	※66条は2014年11月号でも若干触れている。	
67条	刑事責任	2015年5月号 (p.p44 ~ 47)	「思念」事件、「LV」「GUCCI」事件
68条	商標代理機構に対する罰則	2015年7月号 (p.p48 ~ 51)	宣伝文句に関する幾つかの事件を紹介 (新聞記事)
69条			
70条	公務員の法令順守		
71条			



商標権侵害品であることを知らずに販売し、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ、提供者について説明できる場合、工商行政管理部門は、販売の停止を命じる。

商標権侵害の賠償額に関する争議において、当事者は処理を行う工商行政管理部門に調停を請求することも、『中華人民共和国行政訴訟法』により人民法院に提訴することもできる。

工商行政管理部門の調停を経ても当事者が合意に達しない場合、または調停書の効力が生じた後に履行されない場合、当事者は、『中華人民共和国民事訴訟法』により人民法院に提訴することができる」

### ● 行政ルートの有効性

改正前にはなかった違法経営額や罰金額が明記されているのは侵害行為が繰り返されるのを防ぐためであり、これによって、行政ルートの有効性がより担保されやすくなったといえよう。

### ● 販売代理店への販売停止命令

上記の「商標権侵害品であることを知らずに……工商行政管理部門は、販売の停止を命じる」は、改正によって新たに設けられている。

ただし、ここで想定されているのは主に販売代理店の行為であり、一定の主観的な要件などを満たす場合には販売の停止のみが適用され、廃棄や没収、罰金の対象とはならないことが明確になった。

侵害に対する厳罰化を進める一方、悪意なく、侵害品を扱ってしまった販売者に対して一律に処理しないとしたのは、近時の中国商標法や実務における新たな流れといえそうである。

### ● 要件の立証

60条3、4項の適用を受けるには、販売者が以下の要件をすべて具備していることを立証する必要がある。

#### ① 商標権侵害品であることを知らずに販売していた

本項が適用されるか否かにおいて重要なポイントとなるのが、販売者の主観的な意図である。

「知らずに販売していること」は、故意の有無から推測可能であり、営業者の態度や侵害品の出所、価格、取引領収書、契約、行為者の注意義務などを勘案し、判断する。

#### ② 当該商品を合法的に取得した

合法的に商品を購入したことを客観的に証明できる資料を提供する必要がある。例えば、当該商品の生産許可証や営業許可証の写し、製品合格証、仕入れの領収書の原本、当該商品の関係資金帳などが挙げられる。

#### ③ 提供者について説明できる

侵害品を執行機関が取り締まる際、侵害品の供給者の名前、性別、年齢、外観などの個人情報、または侵害品の供給者の企業名、所在地、営業所の住所、侵害品の倉庫地や数量などの営業情報を説明する必要がある。

## 3. 改正商標法61条

「商標権侵害行為に対して、工商行政管理部門は、法により調査・処分を行う権限を有する。犯罪の疑いがある場合は、直ちに司法機関に移送し、法により処理しなければならない」

改正前は、54条に規定があったが、実質的な変更はない。本規定は商標権侵害行為を処分する行政機関および司法移送に関するものである。

### ● 工商行政管理部門の職権

上記の「商標権侵害行為に対し……権限を有する」について、工商行政管理部門は商標権者または利害関係人の請求に基づいて販売者を処分できるが、請求がなかったとしても職権によって独自に処分を行える。

その際、直ちに侵害行為の停止を命じて侵害品や偽造登録商標を製造する者から侵害品を没収し、侵害者に罰金を科さなければならない。

県以上の工商行政管理部門が、違法証拠または告発によって他人の商標権侵害行為を処分する際の職権とは、以下の内容を指す。

- ① 当事者から事情を聴取し、商標権の侵害情報を調査する。
- ② 当事者の侵害活動と関係する契約、領収書、帳簿およびその他の資料を調べ、複写する。
- ③ 商標権侵害行為について、現場検証を行う。
- ④ 侵害活動に関する物を検査する。

⑤ 商標権侵害の証拠が十分にある場合、侵害品を差し押さえる。

#### ● 法による処理

前記の「法により処理しなければならない」について、行政処罰法に基づいて犯罪を構成する場合、法改正前のように刑事処罰を行政処罰に代えることはできず、刑事責任を追及しなければならない。

工商行政管理部門が行政機関として商標権侵害を処分するのは行政執行行為であるため、工商行政管理部門が犯罪の疑いを発見したとしても、自らの職権を超える場合は直ちに司法機関に移送して、法により処理しなければならない。

#### ● 犯罪の疑い

前記の「犯罪の疑いがある場合は」とは、現時点で有している証拠によって、商標権侵害行為が刑法の犯罪構成要件に該当すると認定できることを意味する。

#### ● 司法機関

前記した「司法機関」とは、人民法院のようにも思えるが、実際には公安機構の司法機能を担う部門を意味する。工商行政管理部門は法律規定によって行政活動を行わなければならない。

司法機関に移送する犯罪案件を直ちに移送しない場合、または刑事処罰を行政処罰に代える場合は、法によって工商行政管理部門が法的責任を引き受ける。

## 4. 改正商標法65条

「商標権者または利害関係人は、他人がその商標権侵害行為を行っていること、または行おうとしていることを証明する証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的權益に回復し難い損害を与えるおそれがある場合、提訴する前に、法により人民法院に対して侵害行為の差止命令と財産の保全措置を行うように請求することができる」

改正前の57条の2項が削除されたものの、大きな変更はない。要するに、緊急性を要するような場合、暫定的な措置を請求できることを規定したものである。

#### ● 暫定措置の請求要件

提訴前に暫定措置を請求する際、本規定および民事訴訟法には以下の要件が規定されている。

##### ① 申請人に関する要件

申請人は商標権者または利害関係人でなければならない。商標権が侵害された場合、本規定によって人民法院に提訴する前に暫定措置を請求することができる。

利害関係人とは、例えば、登録商標の被許諾使用、商標権者や商標権譲受人など、商標権侵害行為と直接的な利害関係がある者を指す。商標権侵害行為と関係のない者が人民法院に提訴する前に暫定措置を請求した場合は、人民法院に受理されない。

##### ② 証明する資料

申請人は人民法院に対して、他人がその商標権侵害行為を行っていること、または行おうとしている証拠と併せ、これを直ちに制止しなければ、その合法的權益に回復し難い損害を与えるおそれがあることを証明する資料を提出しなければならない。

##### ③ 請求の時期

商標権者または利害関係人は、提訴する前に人民法院に暫定措置を請求すべきである。これは、既に発生した、またはこれから発生するであろう商標権侵害行為が、権利者の合法的權益に回復し難い損害を与えることを避けるため、商標権者が人民法院に請求する緊急の措置である。

#### ● 暫定措置の種類

提訴する前に請求できる暫定措置の内容とは、差止命令と財産の保全の2つである。申請人は、その両方を同時に請求するか、一方に絞るか、実際の案件の状況によって選択できる。

##### ① 差止命令

人民法院が商標権者または利害関係人の請求によって、侵害者に他人の商標権を侵害する行為を停止させる命令を下すことである。

侵害行為には、他人の商標権を使用し、生産・製造・加工すること、権利侵害品を販売すること、他人の登録商標を偽造・製造すること、または他人の登録商標を偽造・製造する標識を販

売すること、商標権者の許可を得ずに登録商標を変更した商品を市場に再投入すること、侵害者に在庫・輸送・郵送などの便宜を図ることなどが挙げられる。

## ② 財産の保全

商標権者または利害関係人の申請により人民法院が侵害者の財産を差し押さえ、凍結または管理することである。

商標権者または利害関係人が人民法院に商標権侵害訴訟を提起し、被告の行為、またはその他の原因によって判決が執行されない場合、または執行されにくい場合、商標権者または利害関係人は、人民法院に対して財産の保全を請求することができる。

## 5. 改正商標法66条

「66条の侵害行為を差し止める際、証拠が失われてしまう可能性があるとき、または今後、証拠の取得が困難であるときは、商標権者または利害関係人は、提訴する前に、法によって人民法院に証拠の保全を請求することができる」

改正前の58条には保全証拠に関する人民法院の受理規定があったが、それらは中華人民共和國民事訴訟法に規定されているため、66条からは削除された。その他、実質的な変更はない。

### ● 公的な認証を受ける際の留意点

中国の裁判は証拠への要求が厳しいため、証拠の真实性・合法性・関連性の要件を考えなければならない。

現在、多くの当事者は証拠保全のため、書類等の認証を公証機関に申請し、これを証拠として人民法院に提出しているが、この認証を受けた書類の有効性について、以下に留意すべきである。

- ① 認証を得たい申請人は、公証人と利害関係があるか。
- ② 認証を受けた書類が無効とならないよう、公証機関は管轄権を有しているか
- ③ 公証人は認証を受ける行為を客観的・全面的かつ真実に則した記録をしているか
- ④ 証拠の取得方法は合法であるか

中華人民共和國民事訴訟法64条2項には、「当事者およびその訴訟代理人が客観的事由によって自ら収集することができない証拠、または人民法院が事件の審理に必要であると認める証拠について、人民法院は調査・収集しなければならない」と規定されているが、実際の実務においては、ほとんど行われていないのが現状である。

通常、商標権侵害訴訟を提起する者は、自ら権利侵害品の購入経緯および権利侵害品について認証を受け、有効な証拠として人民法院に提出しているが、認証を受けた証拠書類の証拠能力の認定について、中華人民共和國民事訴訟法には以下のように規定されている。

「法の定める手続き（中華人民共和國公証法36条）を経て公証証明された法律行為、法律事実および文書について、人民法院は事実を認定する根拠としなければならないが、公証証明を覆すに足る反証がある場合は、この限りでない」

## 6. おわりに

今回は、権利侵害および商標権の保護に関連のある60、61、65、66条について紹介した。次回は商標登録出願に関する2章の規定を取り上げる。

**森 智香子** Sun East知的財産事務所 所長・弁理士  
早稲田大学非常勤講師。平成27年度日本弁理士会商標委員会委員。中国で「日本商標法実務」を出版。「発明」「知財管理」「China IP」等における執筆多数。発明協会から「中国デザイン関連法」を出版。WIPOのモドリッドワーキンググループにオブザーバーとして参加するなど、国際的に活躍している。  
【連絡先】〒140-0061 東京都中央区銀座2-12-3 ライトビル5F info@suneast-ip.com

**韓 登登 (Kan Touei)** チャイナ(華夏)正合知識産権代理事務所所長／中国弁理士／工学博士  
長年にわたり、特許および意匠出願業務に携わり、数多くの侵害事件、無効審判事件および、審決取消訴訟事件の代理人として活躍している。特に、「小型二輪車」意匠権審決取消訴訟二審逆転勝訴事件は、中国意匠審査基準に影響を与えたとして高く評価されている。  
【連絡先】〒100044 中国北京市西城区西直門外大街1号院西環廣場2号楼17階C5室  
Tel.(86)10-5830-1655 (代表) http://www.czipa.com